

○環境省令第三号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条（これらの規定を同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条、第三十五条、第三十七条第二項、第三十八条並びに第四十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十条第一項」を「第二十九条」に改め、同条第二項第五号中「第十二条各号」を「第三十一条第二号及び第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第十一条各号」を「第三十条

各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第三十三条に規定する技術管理者（以下「技術管理者」という。）の氏名及びその者が交付を受け
た第五条第一項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類

四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類

第二条第一項中「第十二条第一号」を「第三十一条第一号」に、「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第二項中「第十二条第一号」を「第三十一条第一号」に、「次のいずれかに該当する者で土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどるものを置いていること」を「法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていること」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第十二条第二号」を「第三十一条第二号」に改め、同条第四項中「第十二条第三号」を「第三十一条第三号」に、「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改める。

第八条中「第四号、第六号、第八号」を「第三号、第五号、第七号、第八号（法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。）」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十三条」を「第三十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第十四条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同号

を同条第三号とし、同条第五号中「第十五条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第十六条」を「第三十九条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第十七条」を「第四十条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第十九条」を「第四十二条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第四十三条に規定する権限

第八条第九号中「第二十九条第三項」を「第五十四条第五項」に改め、同条を第二十七条とする。

第七条中「第二十九条第三項」を「第五十四条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「様式第三」を「様式第十二」に改め、同条を第二十六条とする。

第六条を第二十五条とする。

第五条第一項中「第二十条第二項」を「第四十四条第二項」に、「第二十四条第一項前段」を「第四十八条第一項前段」に、「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条第四項中「第二十四条第一項後段」を「第四十八条第一項後段」に改め、同条を第二十四条とする。

第四条の二の見出しを「（指定支援法人の指定の申請）」に改め、同条第一項中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条各号」を「第四十五条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第四条中「第十七条第一項」を「第四十条」に、「様式第二」を「様式第十一」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

- 一 指定調査機関の指定を受けようとする者 三万九百円
- 二 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 二万四千八百円
- 三 技術管理者証の交付を受けようとする者 三千五百円
- 四 技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受けようとする者 千二百五十円
- 五 試験を受けようとする者 六千四百円

六 合格証書の再交付を受けようとする者 千二百五十円

2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十四条第一項及び第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることににより、納付しなければならない。

3 第一項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第三条中「第十五条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第一号中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、「実施体制」を「品質の管理の方針及び体制」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項

第三条第二号中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

- 二 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
 - 三 土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項
 - 四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
 - 五 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
- 第三条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事（令第八条に規定する市にあつては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならぬ。

2 法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所
- 二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
- 三 法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付

番号

四 前号の技術管理者の当該監督の状況

第二条の次に次の十六条を加える。

(指定の更新の申請)

第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の指定の更新の申請があつた場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満

了の日の翌日から起算するものとする。

(技術管理者)

第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。

(技術管理者証)

第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者

二 次のいずれかに該当する者

イ 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつか

さどる者

ハ 土壤の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められ

る者

三 次のいずれにも該当しない者

イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者

ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

2 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

一 技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。

二 技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき。

3 技術管理者証の有効期間は、五年とする。

4 技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする。

(技術管理者証の交付)

第六条 技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二 第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書

三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、当該講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、当該講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付し

て行うものとする。

（技術管理者証の再交付）

第八条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第六による申請書により、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができる。

2 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその技術管理者証を添付しなければならない。

3 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

（技術管理者証の書換え）

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

（技術管理者証の返納）

第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。

（技術管理者試験）

第十一条 技術管理者試験（以下「試験」という。）は、環境大臣が行うものとする。

（試験の公示）

第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。

（試験の内容）

第十三条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能であつて、環境大臣が告示で定めるものとする。

（受験の申請）

第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を添付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

（合格証書の再交付）

第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。

（試験の無効等）

第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（変更の届出等）

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
 - 三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況
 - 四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域
 - 五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合
- 2 法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定により旧法第三条第一項の指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定による土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者又は旧法に基づく申請者（改正法による改正後の土壤汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日

までの間は、なお従前の例による。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 箇所		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第二（第三条第一項関係）

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計 箇所		
備 考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
- 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第三（第五条第四項関係）

	第	号
技術管理者証		
本籍地		
氏名		
生年月日	年	月 日生
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第5条第1項の規定により、技術管理者証を交付する。		
年 月 日		
		環 境 大 臣 印
有効期間が満了する日	年 月 日	
備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 備考の欄には、技術管理者証の記載事項の変更（更新及び再交付の場合にあっては、技術管理者証の原交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証交付申請書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
本籍			
住所	郵便番号()		電話番号()
技術管理者試験合格証 書番号及び合格年月日	第 号 (年 月 日)		
<p>私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者 2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 <p>上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第6条第1項の技術管理者証の交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者証書更新申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日			
<p style="text-align: center;">土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項 の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 (消印しては
 ならない)

技術管理者証再交付申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
再交付申請の理由			
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
 (消印しては
 ならない)

技術管理者証書換申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()		電話番号()
書換えを必要とする 事項			
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者試験受験申請書

ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	郵便番号()		電話番号()
受 験 希 望 地			
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第14条第1項の規定により、技術管理者試験を受験したいので申請します。			
年 月 日			
環 境 大 臣 殿		氏名	印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
(消印しては
ならない)

技術管理者試験合格証書再交付申請書

合格証書番号及び合格年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生
住 所	郵便番号()		電話番号()
再交付申請の理由			
<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第16条の規定により、技術管理者試験合格証書の再交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	
------	--

年 月 日

環境大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更するので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変更の内容	旧	新
変更日（又は変更予定日）		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十一（第二十一条関係）

業務廃止届出書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にあつてはその代表者の氏名 印

土壤汚染状況調査等の業務を廃止したので、土壤汚染対策法第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

廃止年月日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）

←----- 12センチメートル ----->				
第 号		↑ ↓ 8 セ ン チ メ ー ト ル		
土壤汚染対策法第54条第6項の規定による身分証明書				
写 真	職員名及び氏名			
	年		月	日生
	年		月	日発行
	年		月	日限り有効
環 境 大 臣				
地方環境事務所長				
印				

（裏面）

土壤汚染対策法抜すい
（報告及び検査）
第54条 （略）
2～4 （略）
5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
6 第1項又は前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
7 第1項又は第3項から第5項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一・二 （略）
三 第54条第1項若しくは第3項から第5項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者